

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員に支給する宿泊費の支給限度額を引き上げるものです。

【条例改正の背景】

国は、国家公務員等に支給する宿泊費について、実勢価格等の調査結果を踏まえ、宿泊費基準額を引き上げる国家公務員等の旅費支給規程の改正を行いました。この内容を踏まえ、区の職員に支給する宿泊費について見直しを行います。

【条例改正の内容】

1日当たりの宿泊費の支給限度額を以下のとおり引き上げます。

内国旅行：1万9,000円 → 2万1,000円

外国旅行：5万9,000円 → 6万4,000円

【施行期日】

公布の日